

意見書

令和2年8月26日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 御中

郵便番号：

〒105-0012

住所（所在地）：

東京都港区芝大門二丁目1番16号

MFビルB1階（株式会社イーサイド内）

団体名：

一般社団法人IPoE協議会（会長 石田慶樹）

連絡担当者：

IPoE協議会 事務局

電話番号：

03-6435-8789

メールアドレス：

contact@ipoe-c.jp

接続料の算定等に関する研究会 第四次報告書（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
<p>第四次報告書（案） P.68</p> <p>「人口が少なく、トラヒックの少ない県等域において単県 POI を利用することは経済合理性が乏しいと各 VNE 事業者において、少なくとも現時点では判断していると想定される」</p>	<p>この点を捉えて NTT 東西に価格支配力があると論じているが、NTT 東西が高い値段を設定すれば、VNE 事業者は単県 POI を設置要求し、自らの選んだ回線で接続する方向に動くことは容易に推察され、したがって NTT 東西が絶対的な価格支配権を持つわけではないと考える。</p>
<p>第四次報告書（案） p.69</p> <p>「例えば、伝送路の価格交渉力のある事業者であれば、トラヒックが多い県等域において、POIを自ら設置して一部の県等域の県間通信を自らの県間設備により行うことができる場合があることは認められるが、」</p> <p>「それをもって代替するネットワークによりNGNの県間接続を使わずにサービス提供が行えることにはならず、現時点で、経済的な複製可能性が認められるとまでは言えない。」</p> <p>「(略) BE県間接続ともに、NGN県内設備という不可欠設備を他事業者が利用する場面において不可避性が生じると少なくとも現時点では考えられるため通常は制度による対応が必要であると考えられる。」</p>	<p>前段を認めているのであれば、中段の現状の経済合理性にてVNE 事業者が選択している結果であるから、「経済的な複製可能性が認められているとまでは言えない」と言い切るのは無理があると考ええる。</p> <p>したがって、左記後段も含め記載の部分は削除を願いたい。</p>
<p>第四次報告書（案） p.68</p> <p>「IPoE方式のBE県間接続料が現に5年以上見直されておらず」</p> <p>第四次報告書（案） p.69</p> <p>「BE県間接続については、本研究会において、NTT 東日本・西日本から、料金を含めたサービスの見直しについて検討していくことが説明されているため」</p>	<p>BE 県間接続料について、NTT 東西の低廉化に期待するものである。</p>
<p>第四次報告書（案） p.69</p> <p>「このため、BE県間接続についてはこれらの状況を注視した上で、制度対応について具体的に検討することが適切である。」</p>	<p>制度化は慎重に検討を進めるべきと考える。検討にあたり、設備増設等の柔軟性を確保しつつ受益者負担の原則を評価の項目として重視するべきである。</p>

「また、中小規模の事業者を含めた多様な事業者が、IPoE方式による円滑な接続が可能となるよう積極的に協議や取組が行われているか、VNE事業者からISP事業者等に適切にサービス提供が行われているか等、IPoE方式の競争環境をさらに注視していくことが必要である。」

IPoE方式の競争環境について言及しているが、VNE事業者からISP事業者等への接続サービス提供において、ISP事業者へ複数のVNE事業者からの応札など、VNE事業者間での競争は実際に行われている。さらに言えば、ISP事業者に対して接続サービスを提供するのはIPoE方式のVNE事業者のみではなく、PPPoE方式のISP事業者等も同等の接続サービスを提供している。競争はVNE事業者間だけではなく、これら事業者も競合相手となっており、十分、競争環境にあると言える。

競争環境であるかどうかを検証するためには、IPoE事業者側の契約事業者数や利用者数等データのみならず、PPPoE方式のISP事業者に関する当該データも必要となるが、現状で議論の前提となるデータが十分整っている状況であるとは認識していない。